

いわき市水道事業経営審議会

いわき市では、水道事業の経営に関して必要な事項を調査・審議するため、「いわき市水道事業経営審議会」を設置しています。

しもん 諮問...有識者等に意見を求めること とうしん 答申...諮問に応じて調査審議し、意見を述べること

第18次経営審議会からの答申

令和4年7月に市長が諮問した「今後の水道事業経営について」、令和5年12月25日に審議会から答申がありました。水道局では、答申の内容を十分に尊重し、事業経営に反映していきます。

答申の主な内容

- **いわき水みらいビジョン2031(計画期間:令和4~13年度)に基づく令和4年度**の取組状況については、「安全」「強靱」「持続」の3つの方向性ごとに展開する**66事業の進捗状況を確認した。**
- **特に重要な事業として位置付けた9つの主要事業**については、**安定供給に欠くことができない「老朽管更新事業」、令和元年東日本台風の経験を踏まえた「水道施設津波・浸水対策事業」**などについては計画どおり進捗しており、一部の事業についても、世界的な半導体等供給不足の影響により事業繰越となり進捗が遅れが生じているものの、令和5年度には完了する見込みであることから、**おおむね計画どおり事業が進捗していることを確認した。**
- **経営効率化の取組**については、「水道施設の適正化・効率化の取組」、「水道施設の更新需要等経費節減の取組」、「財源確保及び業

務改善の取組」、「効率的な組織体制の構築の取組」に位置付けられる**15の事業**について、令和4年度の効果額の実績は合計13億5千万円であり、**計画で見込んだ取組が着実に実行されていることを確認した。**

- **計画期間の財政収支見通し**については、同ビジョンにおける財政収支計画について、令和4年度決算及び令和5年度当初予算を反映した収支見通しによると、電気料金の高騰に伴う動力費の増等により、計画期間後半の初年度である**令和9年度に生じることが避けられない見込みとされていた資金不足額がさらに1億7千万円増加する見込みとされており、厳しい財政状況であることに変わりはないことを確認した。**

- 今後、計画期間の中間地点である令和8年度には、事業の現状と課題を踏まえた上で、同ビジョンを見直すこととし、その際には水道料金水準の見直しや企業債充当率の見直しの検討、併せて、安定経営に資する料金体系

となるよう**料金制度全体のあり方**についての検討を行う必要があるとしており、本審議会においても、**次期以降に設置する審議会**で審議する必要があることを確認した。

- 本審議会としては、以上の確認を踏まえ、同ビジョンに定める将来像の実現に向け、今後も経営環境の変化を的確に捉えながら、**持続可能な経営基盤の確立に努めることと併せて、実施した事業の進捗や成果をはじめ、経費節減の取組、料金水準の見直しが必要な状況などの水道事業経営に関する情報のほか、災害時の情報など、市民が必要とする情報を積極的かつ分かりやすく情報発信することを望むものである。**



内田市長 原田会長 古川副会長

第19次経営審議会の設置・諮問

令和6年1月23日に、市長から第19次審議会委員として15人の方々に委嘱状を交付するとともに、審議会に対して諮問を行いました。今回は「今後の水道事業経営について」諮問し、いわき水みらいビジョン2031の取組状況や、水道料金体系のあり方について調査・審議の上、意見をいただきます。

審議会委員 (50音順、敬称略) ◎ 会長 ○ 副会長

任期:令和6年1月20日から令和8年1月19日まで

- ▶ **石山 伯夫** 株式会社マルチグループホールディングス 管理本部 常務取締役本部長
- ▶ **今井 滋** 公益社団法人日本水道協会 水道技術総合研究所 主席研究員
- ▶ **葛城 博徳** 連合福島いわき地区連合会 副議長
- ▶ **上遠野恭子** いわき市健康推進員協議会 会長
- ▶ **金田 晴美** 公募
- **河合 伸** 東日本国際大学 経済経営学部 経済経営学部長 教授
- ▶ **木村 千春** いわき男女共生連絡協議会 理事
- ▶ **草野 充宏** いわき地区商工会連絡協議会 副会長
- ▶ **熊田 哲也** 公益社団法人いわき青年会議所 副理事長

- ▶ **小林 正喜** 公募
- ▶ **齊藤 千代子** いわき商工会議所女性会 監事
- ▶ **鈴木 玉江** いわき市地域婦人会連絡協議会 会計
- ◎ **原田 正光** 福島工業高等専門学校 都市システム工学科 特任教授
- ▶ **星 隆之** アルプスアルパイン株式会社 総務部 いわき総務2課/小名浜総務課 課長
- ▶ **柳澤 晋** 公認会計士



内田市長 原田会長 河合副会長



◀ 答申と諮問について、詳しくは水道局ホームページでご確認ください。

お問い合わせ 経営戦略課 企画係 **TEL** 22-9310

水道料金はどのような考え方で決められているの？



- 1 水道事業は、「独立採算制」の原則に基づき、水道料金を主な収入として経営することとされています。
- 2 皆さまへ安全な水道水を安定してお届けするためには、様々な経費がかかりますので、水道料金は、これらの経費をまかなえるように設定されています。
- 3 水道料金は、法律により「定額または定率により定められているもの」とされています。
このため、本市の料金は、使用する水の量にかかわらずにいただく「基本料金」と、使用する水の量に応じていただく「水量料金」で構成しています。

▼経費の例

水道料金を収納する経費

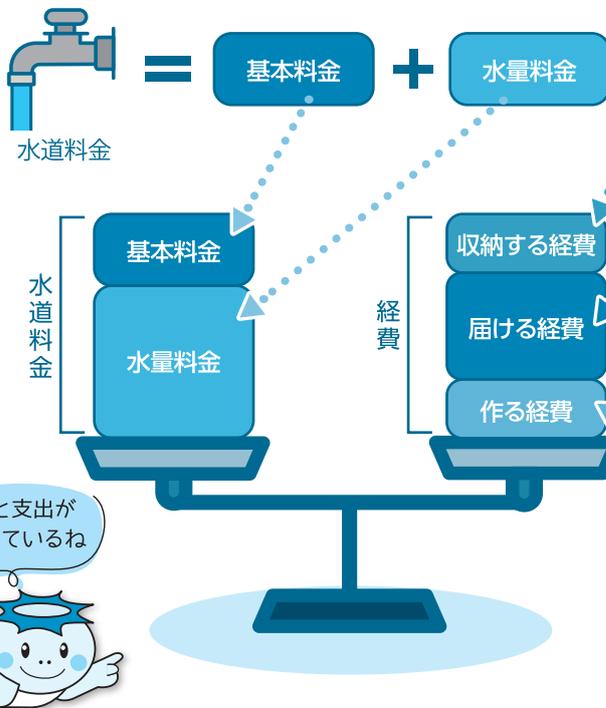
- ・水道メーターの検針、取替費用
- ・水道料金の請求、徴収にかかる費用等

水道水を送り届ける経費

- ・古くなった水道管の取替費用
- ・水を送るための施設(配水池・ポンプ場など)の維持、補修費用等

水道水を作る経費

- ・浄水場の維持、補修費用
- ・原水を消毒するための薬品費用等



水道料金表は、こちらで確認してください。

水道局ホームページ▶



お問い合わせ 経営戦略課 企画係 TEL 22-9310